

第 25 回 池田町行財政改革推進委員会 議事録

日時：令和 4 年 7 月 27 日

午後 1 時 30 分～5 時 30 分

出席者（敬称略）

○委員 8 名：（名簿掲載順）

和澤忠志、宮嶋將晴、山沖義和、丸山史子、瀧澤洋子、村端浩、山崎正治、辻庄市

○事務局（総務課） 2 名：

宮澤達（課長）、塩原長（企画係長）

欠席者（敬称略）

○委員 1 名：

赤田伊佐雄

（司会：宮澤達）

1. 開会（丸山副会長）

2. 会長あいさつ（山沖会長）

お手元の第四次答申案は、今までの論点を第 3 部会で整理して作成し、皆さんからのコメントを頂いてまとめたものである。まだいくつか議論すべきところが残っているが、今日はそれらについて話し合い、答申案として確定したい。次回の 8 月 10 日の第 26 回委員会の席上で、町長に手渡すことを予定している。

今日は、ニュースレターの作成と諮問事項 3 の事務事業の改善についてもお諮りしたいので、ご協力をお願いします。

3. 第 12 回第 3 総務部会の報告

日時 7 月 20 日（水） 午前 10 時～

<記載事項の通り報告>

4. 協議

A. 諮問事項 2「公共施設の管理運営の改善に関する事」答申案について

山沖会長

これから第四次答申案について協議したい。（画面共有）

(1) 前文

山沖会長

<初めに答申案前文を読み上げ>

皆さんの方で、何か気になるところ、意見があればどうぞ。

村端委員

前文の下から4行目にある2つの「その」のうち、前者は何を指示しているのか分からないため、削除した方がよいのではないかと。

山沖会長

前の「その」は取ることにする。

(2) I. 公共施設全般に係る課題と対応策

山沖会長

<読み上げて提案>

村端委員

「客観的かつ厳格なモニタリング・評価を導入する」という点はそれでよいが、指定管理者を募集するときには、通常、募集要項にモニタリングを行うことが書かれているはずだ。池田町では、それがどのように入れられているのかを知りたい。課長にお伺いしたい。

宮澤総務課長

モニタリングという言葉はなかったかもしれないが、評価を行うという一文はあったかもしれない。募集要項を見ないと分からない。

村端委員

どのような内容で、どのようにするのかは書いてないが、実施することは書いてあるということか。

宮澤総務課長

募集要項で確認させてほしい。

山沖会長

今、確認できるか。モニタリングに関する記述が何か所か出てくるので、募集要項を取り寄せてほしい。

宮嶋委員

募集要項というより、それぞれの協定書の中に記載があるのではないかと。

村端委員

以前、ハーブセンターについて町から話を聞いたときに、募集要項に書いてあるという話

を聞いた記憶がある。ただ、それは、モニタリングを行うという通知だけであり、その詳細がどこでどのように決められているのかは分からない。

山沖会長

いずれにせよ、これは論点の1つになるので、取り寄せてもらった上で話を続けたい。

ここまでの話を聞く限りでは、「導入する」とするよりも「厳格に実施することが求められる」としてもよいのではないか。

宮嶋委員

モニタリングについては、確か要項か協定書の中に書かれていたと思う。だから、今更導入ということではなく、しっかり実施していただきたいという趣旨にすればよい。

村端委員

ハープセンターについて課長と以前話をした際に、要項か協定書にモニタリングについて書いてはあるが、どのようにやるのかは定められておらず、また、モニタリングも全然やっていない年もあると聞いた。結局、要項に記載はあっても有名無実になってしまっている経過があることは、はっきりしておくべきだ。従って、「導入」というより、厳格に実施することが求められるということだ。

山沖会長

「客観的かつ厳格なモニタリング・評価」と書いているが、厳格はいらないのかもしれない。あるいは、「モニタリング・評価を客観的かつ厳格に実施する」の方がいいのかもしれない。

宮嶋委員

ここは、「客観的にモニタリング・評価を実施する」という文章でよいと思う。モニタリングをどのようにやるのかについての実施要項は役場では作っていないのが現状だ。

山沖会長

ここは「実施する」という記述にしたい。なお、これに関連して「まちなかの賑わい拠点施設」の【対応策】①で、「事前に通知したモニタリング項目に基づき」という表記がある。ここは、村端委員からの指摘にあった通り、モニタリング項目が示されており、それに基づいて行うことが一般的だという趣旨だと思うが、前のIの4に入れるという方法もあると思われる。また、宮嶋委員から、ここだけ、このように入れるのがいいのかというメールもいただいているので、皆さんの意見を聞きたい。

宮嶋委員

私が指摘したのは、「まちなかの賑わい」には、「事前に通知した・・・」と書いてあるが、5. ハーブセンターでは、その部分がなくて「客観的かつ厳格な・・・」という表現になっていることに違和感を覚えた。だとすれば、「事前に通知した・・・」は不要ではないか。両方揃えた表記にした方がよいという趣旨だ。

山沖会長

共通課題の、先ほど話した箇所に入れるというのはどうか。

宮嶋委員

今、行政は事前にモニタリング項目を示していない。だとすれば、この委員会で、事前に項目を示すべきだという答申にしたいということか。

山沖会長

そうすべきだという議論になっているように思うが。

宮嶋委員

現在は、事前にモニタリング項目は示しておらず、行政側の考えでモニタリングをやるということになっている。第三者を入れるか入れないか、項目をどうするか、これらはすべて行政側の手腕にかかっている。これを受けて、どのような表現が適切かを考えればよい。

山沖会長

本来は、モニタリング項目は事前に通知することが必要なので、Iの4に「モニタリング項目を事前に通知した上で」と入れることはあるかも知れない。村端委員の発言の趣旨はどのように受け取れるが。

村端委員

そうなのだが、ここで「モニタリングを実施する」と、きちんと表現してあれば、そのモニタリングをどうするかは当然行政の責任になる。だから、どのようにモニタリングを行うのかまで言わなければならないことなのかと思う。実際に、他市町村では、詳しい項目も示しながら毎年評価をしている。やる気がありさえすれば、それらを調べて、いくらでも項目を作ることはできる。そこまで手取り足取りの表現にする必要はないのではないか。

山沖会長

逆に、だからこそ必要なのかなとも思う。手取り足取りしないとやってくれないのでは・・・と。

村端委員

そこまで言ってしまうと、どうしようもないが。

山沖会長

盛り込むか、盛り込まないかだけの問題だ。

宮嶋委員

やっていないことをやってもらうことだけでも大きな意味がある。ここは、サラッと「モニタリングを実施する」ということでよい。その内容まで、事細かに答申する必要は感じられない。

山沖会長

では、この表現は落とすことにする。

塩原係長

現在の状況を担当課で聞いてきたのでお知らせしたい。

まず、ハーブセンターについては、募集の段階からモニタリングを求めている。にぎわい拠点施設については、募集要項にはないが、指定管理の制度上、モニタリングの調査をしている。美術館については、募集要項か協定書かは不明だが、明記されており、やらなければならないとなっている。

山沖会長

美術館以外の2つの施設についてのモニタリング・評価はどのように行われていたのか。自己評価や町の評価が行われているのか。あるいは第三者を加えて評価しているのか。

宮澤課長

ハーブセンターとシェアベースにぎわいは、自己評価、町の評価、外部の人の評価と、3者の評価をやっていた。毎年ではないが。

山沖会長

毎年ではないのか。今の話では、一応やってはいるということか。

宮澤課長

当時の産業振興課担当の2つの施設については実施している。

山沖会長

美術館は運営委員会があるので別として、シェアベースにぎわいやハーブセンターについて第三者を交えてどのような場で評価を行ったのか。

宮澤課長

日頃から施設を利用している何名かの町民の方をお願いをし、一定期間店舗に行って状況を見てもらい、記録した評価項目を年度末に提出してもらっていた。

山沖会長

それは公表されているのか。

宮澤課長

係に聞いてみないと分からない。

山沖会長

毎年ではなく、指定管理期間が終わる時期に評価を行っていたということでしょうか。

宮澤課長

これまでの指定管理についてはその通りだ。今回、こまめにやろうと思ったが、コロナ禍もあり、通常より施設利用者も少なかったので、毎年はやっていなかった。

山沖会長

一応はやっているが公表はされていないということのようだ。皆さんからの意見はないか。

宮嶋委員

公表はされていない。今回は、委員会から資料を請求したから見ることはできたが、一般町民には公表されていないので、「モニタリングを実施し、その結果を公表する」という趣旨の文言を入れてもよいと思う。

山沖会長

毎年はやっていないので、毎年実施すると入れるのか、それとも定期的に程度にすべきなのか。

村端委員

私が以前、ハーブセンターの問題を調査していたときに、どのようにモニタリングを行っ

てきたのかを課長に聞いたことがあった。その際には、やっていなかった時の方がむしろ多かった。やったとしても「何とかやっている」という程度の甘い評価のために、そこにどのような問題があり、解決すべきどんな課題があるのかが不明だった。このように、町のこれまでのモニタリングに対する姿勢には極めて甘いものがあったのではないか。松川村で指定管理施設に対しての評価を公表しているように、詳しくやる方向をとるべきだ。その意味で公表することが大事になる。

山沖会長

「定期的に」を入れるかどうかは別として、とりあえず「モニタリングを実施し公表する」という表現にしておき、先に進めたい。

(3) II. 個別施設に係る課題と対応策 1. 保育園、2. 小学校

山沖会長

<読み上げて提案>

村端委員

保育園、小学校について3点指摘したい。(字句上の修正2点に関する発言は割愛)

保育園の【対応策】②「必要となる最低限の改修に留める」とあるが、その額について、過去に町が公表していた改修の見込み額1億円程度を括弧書きで入れたらどうか。

山沖会長

保育園の【問題点】①(a)大規模な増築(4億円)が・・・の4億円の場所を、文末に持って行った方がよい。

宮嶋委員

保育園【問題点】①の統廃合案は「統合案」でよいのでは。

また、村端委員から提案のあった【対応策】②に1億円程度を入れるというのは、町が提案しているA案、B案ではなく、C案を提案するということだ。以前に当局から説明のあった9千数百万円かかるということ踏まえれば、4億円、7億円ではなく1億円で当面改修し、園児の動向を見極めて10年後に対応策を判断することが必要だろうと思う。その意味で、1億円程度を入れたらよい。

山沖会長

今の点を含めて、文章の表現はもう少し考えさせてほしい。なお、保育園の【対応策】②は2つに分けて、「保育園・小学校は、子育てに～」以降を③とした方が分かりやすいのではないか。

村端委員

その方が分かりやすい。

(4) 3. まちなかの賑わい拠点施設

山沖会長

では、次に移る。＜読み上げて提案＞

村端委員

「まちなかの賑わい拠点施設」というのはこの建物の正式名称か。「シェアベースにぎわい」と言っているのは通称か。

宮澤課長

行政上は「まちなかの賑わい拠点施設」で、「シェアベースにぎわい」は愛称、通称だ。

村端委員

項目の後に括弧書きで（シェアベースにぎわい）と入れておいた方が分かりやすい。

山沖会長

私も同様に思っていたので、そのようにしたい。

(5) 4. ハーブセンター（西側地区）

山沖会長

では、次に移る。＜読み上げて提案＞

特に意見がないようなので、次に移りたい。

(6) 5. ハーブガーデン（東側地区）

山沖会長

＜読み上げて提案＞

山沖会長

宮嶋委員から【対応策】③を「対応策の一段の引き下げ交渉」とした方がよいという提案があった。これでよいか。

宮嶋委員

初めは「大幅の引き下げ」と書いてあった。その気持ちは分かるとしても、ここは相手の

あることなので、「一段の」とした方がよいのではないかと考えた。

村端委員

【問題点】③に「場当たりの施設運営」と書いてある部分について、運営はまさに、感覚的に言えば「場当たりの」だとは思いますが、問題点として表現するには妥当かどうか少しひっかかる。適切な書き方はないか。

山沖会長

国の答申でも結構使う。
他になれば、次に移る。

(7) 6. 創造館

山沖会長

<読み上げて提案>
この項はとくに意見がないようなので、次に進む。

(8) 7. 庁舎等

山沖会長

<読み上げて提案>
【対応策】②の土地の契約期間は、令和8年なのか、令和8年度なのか。

宮澤課長

契約期間は12月までになっている。

山沖会長

では、そのままとしたい。

村端委員

【問題点】①「庁舎については老朽化が進み」とあるが、何年に建築されて、現在までどれだけ経っているのか。単に老朽化というより、「建築から〇〇年を経て」といった方がより老朽化の度合いがはっきりする。

また、【対応策】②は使用料について指摘しているような書き方になっているので、ここはまず、「借地である職員駐車場については基本的に返還する」と公共施設の問題であることを明確にした方がよい。

山沖会長

まず I 点目の庁舎の建設時期はいつか。

村端委員

個別施設計画にあるはずだ。

山沖会長

1974 年、昭和 49 年の建設だ。だから、48 年経過している。括弧書きで入れた方がいいかもしれない。

次に、2 点目については、【対応策】②の 2 行目以下を前に持っていき、文章を整理すればよいのではないか。

村端委員

それでよいと思う。

和澤委員

【対応策】②には借地を返還すると書いてあるが、実際には現在 40 名近くの職員が利用している。現在のような車社会では、近隣の町の駐車場をさえといっても不便であり、近くに駐車場があった方がよい。だから、返還することを基本とし、利用職員の意見を総合して適切に対応するとした方がよいのではないか。簡単にいえば、利用する職員がいれば、土地の賃借料を均等割りでもらうという方法が現実的だろう。

山沖会長

実際に返還する時期は令和 8 年末になるので、あと 4 年半近く先の話だ。その間に対応策を検討し、決めていくことになる。

和澤委員

4 年半先だとしても、この答申案の内容では基本的には返還してほしいという趣旨になる。

駐車場を使いたいという職員がいれば、その職員だけでも個々に料金を払っても利用できるようにする可能性を残したい。このままでは、職員の意向を無視することになるし、車社会の中では便利さが失われることになる。

山沖会長

「原則として返還する」と入れればよいのではないか。

和澤委員

原則として、と入れて、あとは組合と交渉しながら問題解決を図っていくということだろ

う。

宮嶋委員

「原則として」を入れて、あとは行政に考えてもらうことでいいのではないかと。

山沖会長

和澤委員、それでよいか。

和澤委員

それでよい。

山沖会長

では次に移る。

(9) 8. 社会教育系、産業系、保健・福祉系施設

山沖会長

<読み上げて提案>

宮嶋委員

【問題点】②、浅原六朗文学記念館は「併設されていた」ではなく、「隣接していた」だ。公民館の隣にあっただけで、併設ではない。

和澤委員

金の鈴会館について、問題点は指摘しているが、それに対する対応策はどこにあるのか。

山沖会長

明示されてはいないが、【問題点】①になる。

和澤委員

耐震基準が満たされていないわけだから、問題が起きたときに法的にはどのような位置づけになるのか。町としては、無償とはいえ貸し付けているのだから、早急に耐震工事をしなければならないと思われるが。

和澤委員

町はどのように考えているのか。

宮澤課長

考えはまとまっていない。

丸山委員

町として施設を貸しているが、その際の契約書はあるのか。

宮澤課長

契約書はあったと思う。

丸山委員

それによると、金の鈴会館はいつまでの契約になっているのか。

宮澤課長

平成 11 年 8 月から 10 年ごとの契約になっている。

丸山委員

そうすると、次の契約期限は令和 11 年となるが、それまで持つ建物なのか。あるいは、その間に耐震工事をしなければならないのか。

宮澤課長

契約上は改修する際は町と協議の上、商工会が行うこととなっている。それ以外の耐震改修等は決まりがなく、協議することになる。建物がそれまでもつかどうかは明言できない。

山沖会長

前にもらった資料では、火災保険は町の負担となっていた。何か起こったときには、町が責任を負うことになるのではないか。

宮澤課長

そのようになる。

山沖会長

10 年間は無理だということか。

塩原係長

相手方との交渉になるかと思う。建物がボロボロになり、町が補修しないとなれば、観光協会が出ていく事もありうる。双方の合意があれば 10 年ごとでなくても良いのではないか。

法的に双方の合意があっても契約書に縛られ、動けないことはあるのか。

山沖会長

それはない。双方が了解していれば契約書に縛られることはない。

和澤委員

町の公的施設なので、新耐震基準をクリアしておらず、地震などで崩れて中にいた人が亡くなったという場合、その家族から訴えられる可能性がある。

山沖会長

所有者である以上、それは免れない。

和澤委員

町として耐震基準を満たしていないのに貸していた場合、何かあれば、町に重大な過失があることになる。もし、長期に貸与するのであれば、早急に耐震工事をすべきではないか。

塩原係長

耐震基準を満たすか満たさないかは、建てた時期の問題であり、過去に建てたものが新耐震基準を満たさないものは世の中に存在してはいけないということではない。耐震基準を満たしていないことを承知で借りている場合、例えば壁に穴が開いていてそれを放置する状態ならともかく、引き渡しできる状態であれば、そこに貸主の過失が生じるのかどうか。

和澤委員

公共施設で、貸していない場合でも、新耐震基準を満たしていない建物はあるのか。

山沖会長

いくつかあるようだ。北保育園とか庁舎車庫、岡麓の家など。公共施設の場合は、耐震基準を満たしていないのに使ってきた場合に、法的な措置に訴えられる可能性は十分ある。

和澤委員

金の鈴会館の場合は、答申案では「公的施設としての用途には適さなくなっている」としているが、老朽化がどの程度なのかを早急に調べ、対策を講じる必要がある。

山沖会長

この施設をいつまで使うかということもある。【対応策】⑤として、「新耐震基準を満たしていないなど、施設として問題を抱える金の鈴会館のあり方については早急に検討を開始

する」のような文言を入れることでどうか。

和澤委員

それが入れれば町も対応策を考えるのではないか。

村端委員

金の鈴会館は町の公的な施設ではあるが、普通財産になっている。ただ、建物としては、商工会もこだわっている池田町の歴史的建造物だ。そのために、そこで観光業務をやってほしいという強い要望も古くからあった。従って、商工会と町で耐震化を行って存続させる方向をとり建造物を残すという選択肢もある。

しかし、一方で、観光の拠点として見ると、非常に中途半端な位置にあるために、それでいいのかどうかという視点が必要になる。こうした背反する2つの側面を持っている。

私としては、観光協会は早くハープセンターなどに移り、金の鈴会館の建物は取り壊すのか、残して別の用途に使うのがよいと思っている。そのような点も含めて「早急に検討を開始する」ということであればいいのではないか。

和澤委員

観光協会が移動したとしても、この建物を町の歴史的・文化的価値のある建物と位置づけて、何らかの用途で活用していくべきだと思うので、残すという前提で長寿命化を早急に検討するというのであればよい。

(10) 9. その他の施設・土地

山沖会長

<読み上げて提案>

丸山委員

【問題点】①の、「旧広津林間学校」はどの場所にある施設を指すのか。

山沖会長

公共施設の個別計画に載っていた。

丸山委員

それはどこを指しているのか。

山沖会長

体育館と書いてある。

丸山委員

校舎、特別校舎等は焼失しているが、体育館は残っている。

塩原係長

旧広津小学校の体育館である。広津小と同じ。広津小跡地とっているのは昔ファイブア
ンドファイブ（企業）に貸していた部分で、林間学校と言っているのはその手前の体育館等
である。もとは一緒のものだ。

丸山委員

別に建物があるのかと思ったが、全体が広津小学校、中学校の施設だ。その後、広津中学
は高瀬中学に、広津小学校は池田小学校に吸収されることになった。現在は、残っている体
育館、グラウンドを含めて旧広津小学校で通用する。従って、旧広津林間学校は不要ではな
いか。

山沖会長

では、旧広津林間学校は削除する。

他に意見がなければ次に行きたい。

(11) 10. 公共施設の使用料

山沖会長

<読み上げて提案>

特に黄色で網掛けしたところについて意見をお願いしたい。

宮嶋委員

社会教育団体は 50%減免しており、それが現在の使用料収入になっている。ほとんどの
施設を使っているのは社会教育団体だ。そのため、100%減免すると、使用料収入はほとん
どなくなる。財政ひっ迫の折に、このように検討しているわけだから、本来なら公共施設の
使用料を上げるというのが答申の基本的あり方だと思う。そうはいつでも、原則的に対応し
ても町民に受け入れられるものではないし、それは今回は書くべきではない。

松川のように健全な財政状況ならば、この案に賛成だが、現状を考えると現行の使用料を
継続するべきだ。池田町も松川村のように経常収支比率が 80 以下になったときには、この
ようなことも考えていくべきではないか。従って、減免についても現状でいくことで町民の
皆さんをお願いしたいと考える。

村端委員

ここに書いてある「併せて、他の市町村の例を参考にして減免措置を見直す」というのは、「将来的には」につながる文ではないのか。段落があるので、つながっていないように見えてしまう。ここは、入浴料の復元と同じで将来的な課題として記述するように直した方がよいと思う。宮嶋委員は、上とは別に③として受け止めているように聞こえた。

①は、「当面、現行の使用料を維持する」とし、減免も当然同様の扱いにする。②では、「将来的には」に続いて、減免措置の扱いも検討するというにすれば問題はないのではないか。

私は、松川村や大町市でなぜ社会教育団体の使用料を全額免除しているのか、その基本的な考え方をむしろ重視したい。これは財政状況がどうであるかとは、ある意味連動しない側面を持っている。例えば、図書館で本を借りるのに、財政が厳しいから有料にするのか。そのようなことは絶対はない。使用料の問題でも、考え方を踏まえながら将来的には減免措置についても他の市町村の例を参考にして考えていくというのは、表現としてあり得る。ただ、（注）として入れるかどうかは、あまりこだわらない。

宮嶋委員

この文章だと、今回の答申ですぐに100%減免を検討すべきだと提言するように思ったので、それはちょっと違うのではないかと述べた。将来的にということならば理解できるので、そのような表現に改めてほしい。

山沖会長

今のように誤解されることもあるので、段落を無くして続けることでよいか。あるいは、「検討するとともに～」と続けるか。

宮嶋委員

文言はまかせるので、すぐに減額するということはないと思うと誰もが分かるようにしていただきたい。

和澤委員

この問題は、税金が絡んでおり、使用料を下げればどこかを上げなければならない。これからの時代を考えると、人件費は上げなければならない、諸物価は上がるという状況の中では、将来の経済状況を見ながら町全体で公共料金のあり方を考えていかなければならない。

検討会でも開いて、町としての方針をきちんと出し、町全体の合意を形成する努力がまず必要ではないか。

山沖会長

「財政状況を見極めつつ、将来的には～」が全体にかかるように、1つの文章で表現した

い。

山崎委員

私としては宮嶋委員の意見に賛成だ。「財政状況を見極めつつ」というのは表現としては弱い。町の財政健全化を見極めて元に戻すことを決めてしまっている。そこはもう少し検討の余地があるのではないか。「戻す」というよりは、「将来的に検討する」でよいと思う。また、(注)として他の市町村の例があると目に入ってしまうので、独り歩きするおそれがあるので必要なかどうか。入浴料等は財政健全化の暁には検討するというのが私の考えだ。

瀧澤委員

私としてはこの文章でよいと思う。他の町で出来ていることを池田町も頑張っってそのようにしていくことが課題だ。このように書いてあっても差し支えないのではないか。

行政としても町民としても、これが可能になるような町づくりをしていかなければならないと思う。

山沖会長

皆さんの意見を総合すると、入浴料や100%減免は今ではないということをはっきりさせる。元に戻すのかも含めてトータルに検討した方がよいではないかという意見もある。

(案文を提案)

村端委員

その文章では、減免措置も財政状況のひっ迫に対応して改定されたように捉えられるので、「将来的には財政状況のひっ迫に対応して～」の部分は、「将来的には財政状況の好転を図りつつ、入浴料等の復元を図る。また、他の市町村の例を参考にして使用料の減免措置について検討する」と、区別して書いた方が分かりやすい。入浴料は減免措置ではない。

「将来的には」が先頭にくれば、全体につながる。

山沖会長

こんな表現でいかがですか。(案文を再提案)

村端委員

入浴料は、検討するというより復元してほしい。財政ひっ迫が起こらなければ、このようなことは起こらなかったからだ。1日休みにしたりして、楽しみにしていた町民に負担を掛けている。見直すとか復元するとかという表現にしてほしい。

山崎委員

「財政状況の好転を図りつつ」では弱い。「改善」とした方がよいのでは。

山沖会長

「将来的には、財政状況の改善を図りつつ、令和2年度に改訂された総合福祉センター（やすらぎの郷）の入浴料等を元に戻すことも含めて見直す。また、他の市町村の例も参考にして、使用料の減免措置のあり方について検討する」という文面でよいか。（確認）

<休憩>

山沖会長

では、再開したい。

先ほどの保育園のところを書いてみた。

【問題点】②の後半は「7～8年後には保育園児数は現在の6割程度まで落ち込む可能性も十分にある。その場合、例えば、池田保育園を大規模に増築しなくても、両園を統合することも可能になる」という表現でどうか。

今日のところはこのようにセットしておきたい。この後、案文を最終的にお送りするので、意見があれば寄せてほしい。

「場当たりの」というところはよい表現があれば、意見をお願いします。

B. ニュースレターNo. 4について

山沖会長

次に、ニュースレターについて相談したい。

事務局から、8月24日が広報などの折り込みの日になると連絡を受けている。そうすると、原稿締め切りが8月18日になる。

ニュースレターについては、丸山副会長と村端委員で原案を作成してもらうことになっているが、いくつかの資料は私が作成してお二人に渡してある。

村端委員

町に聞きたいのだが、今回の答申は相当なボリュームになるので、これまでのようなA4の裏表でうまく入るのか懸念がある。どこをどのように町民の皆さんに知っていただくのかという点からいえば、A4でどのように編集するのが見えない。

私たちとしては、答申案の前文でも書いたように、問題点を指摘してそれをどう解決するかに力点を置いている。それを考えるとまずA4でいいのか、その点を解決しておきたい。

塩原係長

今は A4 で作りたいと考えている。8 ページの答申の中から、大きな項目をまず出して、問題点と解決策をかいつまんで書き、A4 に収めたい。細かいところまでは出せないが、沢山あるものをコンパクトにまとめて出すところに意味がある。A4 を 2 枚とか、A3 ではなく、あくまで町が作成する部分については制限して A4 でいきたい。

前回のよう、QR コードでホームページに飛ぶので、詳細はそちらで見ていただくということでもいいと思う。

山沖会長

問題点と対応策が対になっているので、個別のところは半分くらいの分量でいいと思うので、5 ページの第 1 次答申を考えると、まとめられないことはない。町の紙面は、第 1 次答申では、答申書の手渡しの写真があったが、これを削除すれば全体をまとめることができるだろう。実際に作ってもらわないと分からないところもあるが。

村端委員

8 月 18 日までとなると、委員会に案を諮るのが 10 日となる。それまでには部会案をつくることになる。

山沖会長

もし、8 月 24 日に間に合わせようとするとうなる。あるいは 9 月 10 日前後に配布日があるはずだ。

塩原係長

9 月 14 日だ。

山沖会長

案文はもう固まったので、町の方で I 面のイメージを作ってもらえるか。その際、A4 表裏ということによろしいか。

塩原係長

事務的な話になるが、A3 になるとインク代も馬鹿にならないし、紙を折る作業も入ってくるので時間がかかり、締め切りをもう少し早く設定しないと難しいところがある。

山沖会長

では、その方向で進めていきたい。

C. 「事務・事業の改善について」(補助金)

山沖会長

事務事業の見直しについては大きく 2 つに分かれているが、主なものは補助金の適正化だ。もう一つとして、事業の見直しがある。

残りの課題として、「4. 財政運営の改善に関すること」で収入増の方策とか、中長期の財政シミュレーションの作成とかが入ってくる。最後は、「5. 行財政改革プラン」で、その計画策定、評価・検証・見直しに関することになる。従って、諮問事項 3 で検討すべきことはほぼ終わる。

補助金調査表を作ってもらっているので、簡単に説明をお願いしたい。まず、この表の読み方、ポイントを説明してもらいたい。

塩原係長

< 補助金調査表に基づいて説明 >

山沖会長

分からなかったところがある。例えば、移住定住補助金は、必ずしも移住者だけではなく、町内の人でも新築や物件を購入すれば受けられるのか。

塩原係長

その通りだ。

山沖会長

補助率が、100%とか50%とばらばらになっているが、何か基準があるのか。

塩原係長

全体を俯瞰して見た場合の基準はない。それぞれの補助金の制度設計をする際に、他の市町村の状況を見て作っている。作った時期も異なるので、足並みを揃えることにはなっていない。

山沖会長

100%がものすごく多く見えるが。

塩原係長

個別のことについての説明は難しい。

山沖会長

18、社会福祉協議会のように上限額のない100%（空欄）があるが。池田町商工会もそう

なっている。上限額がなければ、幾らでもよいということになるが。

塩原係長

おそらく事前に相談して決める形なのではないか。どのくらいほしいとか、どのくらい上げられるのかを話し合っただけで決める。

山沖会長

今回は、その100%のところや上限額のないところの話を聞きたい。また、金額の大きいところは気になる。

他に何か意見はあるか。

辻委員

農林水産関係の補助金の備考欄には、町単独事業なのか、町単独事業でない場合は町の負担分がどれだけかなどが書いてある他のところでもそのようなことが分かるようにしてもらえば、議論の参考になる。

塩原係長

ちなみに、100%特定財源（全額国からの補助金やコミュニティ助成補助金など）のものは抜くことになっている。それらは、一旦町の予算に組み込んであるが、協議の必要がないので、ここでは抜いている。

要するに、町のお金が一切入っていないものは抜いてあるということだ。

辻委員

町が100%のものか、一部負担しているものなのかを分かるようにしてほしいと言っている。農水関係と同じように分かるようにしてもらいたい。

山沖会長

補助率が100%であっても、町単独ではないということか。

塩原係長

いや、そのような分け方はしていない。農政係がたまたま「町単」のように入れてきたということだ。こちらから各課への依頼としては、100%特定財源でないものは入れてほしいと伝えてある。

山沖会長

基本的には町の負担部分だけが書かれているということか。

塩原係長

補助金事業のことではなく、補助金自体の財源の話を行っているのか。例えば、2. 自主防災組織は、上限5万円、補助率は50%以内。この場合は、10万円必要なら5万円は地元の自主防災会で負担、5万円は町の補助金になる。その際に、町の補助金の財源として、全額町負担なのか国・県からの補助金が入っているかということなのではないか。

辻委員

そうだ。

山沖会長

それが混在しているのか。

塩原係長

今言った例では、5万円の中に国・県の補助金が入っている可能性はある。

山沖会長

例えば、22. では、県1/2、町1/2となっている。

辻委員

これを補助率の欄に書くのはおかしい。これを書くなら、農林水産関係の補助金と同様に備考欄に書くべきだ。

辻委員

補助率の欄には、総事業費のうち何割を補助しているかを書き、補助金のうちのどれだけを町が出しているかを備考欄に書くべきで、22の書き方がおかしい。

塩原係長

補助率の欄に50%と書いて、備考欄に県は残りの50%を払っている、そんな書き方になるということか。

辻委員

いや、違うのではないかと。補助率の欄には、事業費の何割を補助しているかを書くという

書き方にするべきだと思う。

山沖会長

補助率のところ、各課でばらばらになっている可能性がある。念のため町の負担割合が、今の例だと町が 50%、町以外が 50%、全体で 100%という書き方にしてもらった方がいいかもしれない。

塩原係長

確認したい。

山沖会長

6、移住定住補助金で、令和 3 年度決算が 1780 万円になっている。この年度は I 件が上限 10 万円だから、178 人が新築したということなのか。

和澤委員

いや、それは違う。この年度は、すでに新築した人が、制度が変わったために 100 万円の補助金を受けられなくなるという問題が生じて、前年度の経過措置がとられた。だから、100 万円何人、10 万円何人と分けなければならない。

山沖会長

他にもこのようなケースがあるということか。

和澤委員

可能性はある。

山崎委員

町としての補助金の年度別の推移が必要ではないか。財政状況の中で、補助金がどのように推移してきたか、過去 10 年間ぐらいの流れをみることも 1 つの視点になるのではないか。

山沖会長

一覧表では、R1、R2、R3 と入っているが、それでは不十分か。

山崎委員

この金額の 100%が町のものではないという話だった。これを含めて単純な補助金の 10 年程度の推移が分かればよいのではないか。

山沖会長

R1、R2、R3 は町の決算額だろう。だから町の負担分だけが書かれているのか。

塩原係長

そうだと思う。

辻委員

いや、国・県の負担分も入った金額になっているはずだ。

山沖会長

そこは確認してもらった方がよい。

塩原係長

財源内訳を書けばよいのか。

山沖会長

それによって、この表の見方も変わってくる。町単独事業の場合はそのままよいが、50のように町が25%となっているため、実際には補助金として、この4倍も出しているのかということだ。あるいは、この決算額の1/4が町の負担なのか。

宮嶋委員

50に書いてある1/4が町の負担ということだ。これは国の制度だから、論議する余地はない。

辻委員

まさにそういうことなので、町の単独事業なのか、そうでないのかを分かるようにしてほしいということだ。

塩原係長

各課には、町の費用が数%でも入っていれば出してほしいと依頼しているが、その内訳も必要だということではないか。

山沖会長

要は、単独事業かどうか1つの指標になる。県・国が入っているものは、宮嶋委員からあったように、こちらで議論するには無理がある。宮嶋委員から、特にここは聞きたいというところがあるか。

宮嶋委員

ない。私は聞きたくもない。他の委員からは、初めてだから聞いてみたいということはあると思う。その感覚が大事だと思う。

山沖会長

宮嶋委員に聞きたいが、町単独でないものは裏補助と考えてよいか。つまり、国・県が主体でやっていて、町が追随してやらざるを得ないという理解でよいか。

宮嶋委員

その通りで、そのようなものはここで論議しても仕方がない。国・県に裏をつけてやっているのは聞き置く程度でよい。

塩原係長

それは抜いておいた方がよいのか。

宮嶋委員

せっかくだから、書き方を別にして載せておいてくれてもいいが。町単独事業については、本当にそれでいいのかという論じ方になると思う。

移住定住補助金に、町は100万円、120万円を出していた。議会がストップをかけてくれて、120万円を10万円にしてもらった。松川村は、まだ100万円、120万円だ。池田町もそれに倣って年度途中から開始して、6000万円、7000万円の一般財源が出ていった。それをよしとしてやっていたが、議会がとんでもないことだとして修正した。池田町議会始まって以来の修正議案を出し可決をし、額も10万円に減額した。そのために、和澤委員の言う通り経過措置を行うことになった。他に例があるのかどうか分からないが、このような目で見える必要がある。

和澤委員

R3年度から財政危機対応で補助金を7000万円ばかりカットし、町民に負担をかけた。この表にあるのは現在の補助金だが、R3から削られた補助金にはどのようなものが含まれるのか、分かるようにしてほしい。削った7000万円の補助金の一覧表を出してもらえれば、どこをどのように削ったのかが分かる。

山沖会長

この一覧にマークをつけることは難しいのか。

和澤委員

削ったものは抜いてあるのではないか。

塩原係長

廃止して R3 でゼロになったものは載せていない。

和澤委員

だから、別の資料で出してもらえば分かりやすい。R1、R2 ではあったが、R3 で削ったものはここでは出てこない。

山沖会長

いや、R3 の欄にもゼロがある。

和澤委員

制度は継続されているが、その年は必要がなかったということだ。制度自体は生きている。

山沖会長

制度がなくなったものも拾い出してもらった方がいいかもしれない。ただ、まず初めにやってほしいのは、町単独のものを拾い出すことで、それを中心に、まず話を聞くしかない。

それ以外のものについては、後でよいので、町、県、国の負担割合が分かるようにしてほしい。数字が各課で同じようになっているかどうかを確認しておいてもらいたい。

最後に制度としてなくなったものがあるはずなので、どのようなものがあるのか拾い出しておいてほしい。

和澤委員

財政がよくなれば、元に戻してもらえるか、そうでないのかの議論は別として、それらが確認できる一覧は参考になる。協議をする訳ではない。

塩原係長

協議を前提とした資料だけにしていただけると有り難い。ただ、無くしたものを復活する可能性を探るために作るということではいいか。

和澤委員

なぜ風呂だけ元に戻すのかという話になる。7000 万円も緊急対応でやむを得ず削ったが、財政が回復すれば元に戻すという考え方もある。時代の変化で復元しなくてもいいものもあるかもしれない。

山沖会長

3は、令和5年度まで凍結になっているが、決算額が載っているというのは継続案件だからか。

塩原係長

そういうことだ。令和3年までということで続けている。3年ずつで、3年目が令和3年度に入っている。

山沖会長

令和4年度はゼロになるのか。

塩原係長

表の書き方をも間違えてしまった。まちづくり事業は令和4年度でゼロになるが、その表には建設資材支給事業も合算して記載してしまっている。訂正したい。

宮嶋委員

5の補助金名が違っている。振興課のものが入っている。

塩原係長

訂正する。

山沖会長

まず、町の単独事業について見させてもらうことにしたい。

他に、もし気付いた点があれば、塩原さんに伝えてほしい。

今回は、答申を提出し、補助金について話を聞かせてもらうことにしたい。

村端委員

諮問事項が新しくなっているので、部会をどのように構成するのかが残っている。

山沖会長

補助金についての検討が、最後の部会になるかと思われる。そこで、前回話をしたように、宮嶋委員、辻委員に入ってもらい、それに村端委員と私が加わり4人で構成するという事かどうか。(確認)

和澤委員

創造館について、美術館と別々に提言するが、議会と町で、新しく指定管理者を選定する

にあたり、美術館の経費を削るために美術館と創造館とを一体運営するという話が出てきた。これに対して行革委員会としては独自にやればよいとは思いますが、このような動きになっているので、本来行革としてこう考えるというのが出てくれば一番いいと思う。一体管理については後で提言することも考えられるのか、素直な感想を聞きたい。

宮嶋委員

これは、この前に議論したはずだ。我々は美術館自体について 3000 万円を 2000 万円にすべきだと言っている。行政はそれが嫌だから、どこかを含めてこれだけ削るから美術館を温存すると言っているに過ぎない。創造館との一体運営というのは二の次で、まず美術館を人口 7000 人で、3000 万円もかけてやっている時代ではないと提言した。カモクラージュする意見を行政で進めようとするには、私は断固反対だ。

創造館は、元々何百万円もかけて職員を置いて管理する自体がおかしな話だ。以前は貸し館管理のために年 200 万円程度で退職職員を置いてやってきた。それが当然で、一体管理するまでもないことだ。また 8 月に町民にアンケートするというが、この前と同じになる。改革というのは、トップリーダーが方針を示さなければ元の本阿弥だ。そうならないために議会で身体を張って頑張ってもらいたい。期待している。

村端委員

創造館との一体管理という意味が分からない。臨時職員を一人置いて管理するという程度なら今のままでよいのであって、一体管理するまでもない話だ。一体管理してどれだけ安くできるかといえば、正規職員を臨時職員に替えるだけの分だろう。一体管理で費用が安くなるという話に騙されてはいけない。むしろ行革委員会の提言を一顧だにしないところこそ問題があると私は思う。真剣にこれを検討したが、このような考え方だというのなら、まだ分かる。しかし、町は行革委員会の皆さんはこのように提言している、町民のみなさんはどう考えるかと伝えてきたかといえば、全然していない。これをしっかり踏まえた上で、議会でも対応していただかないと、行革委員会での議論がどこかに行ってしまう。

山沖会長

町と議会との話し合いで、当初、指定管理の時期を 4 月～5 月としていたものが、この前には今年中に議論して決めるということになった。すなわち、委員会としては前に町長の考えを聞いたが、副町長の話では、その後、撤回されたと聞いた。町と議会との話はいろいろあるだろうが、結論が出ていないものについて話を進めるのはどうかと思う。

一方で、影響があるのは事実だが、答申では一体管理についてはあえて触れていない。ある意味どちらにも受け取れるので、中身として背反するものになっているわけではない。

まだ議論の途上で、中途半端な情報に基づいて委員会として対応するものではないと思うので、このまま第三次答申の流れを汲んで、第四次答申を作成しているというのが我々の

立場ではないか。最終的な方向性が示されたときに、場合によっては緊急提言をすることはあるかもしれない。

和澤委員

有り難く聞かせていただき、納得出来た。

山沖会長

これまでの議論を踏まえ、修正した答申案のメールを送るので確認をお願いしたい。

また、補助金については、第4部会メンバーも決まったので、何か意見があれば事務局および4名の部会員の皆さんに連絡をしてほしい。

塩原係長

第4部会の部会長は山沖会長でよろしいか。

山沖会長

とりあえず、そのようにしておいてほしい。

以上で協議は終了する。

5. 今後のスケジュール

配付資料の通り

6. その他

(Zoom 会議についての打ち合わせがあったが、ここでは省略)

7. 閉会 (丸山副会長)